

令和時代における国際民商事法センター (ICCLC) —特にビジネスと人権について—

公益財団法人国際民商事法センター理事長 大野恒太郎

一 はじめに

公益財団法人国際民商事法センター (International Civil and Commercial Law Centre) 以下「ICCLC」という。は、我が国による法整備支援の発展や、民商事法の分野におけるアジア諸国等との相互理解の促進に向けて取り組んできた。しかし、近年アジア諸国の目覚ましい経済発展や、ビジネス環境の変化を受け、ICCLCに求められる役割にも自ずと変化が生じ、いわば「法整備支援のその先」についての対応が問われるようになった。

そこで、本稿においては、これまでのICCLCの歩みを簡単に振り返り、令和時代におけるその役割について論じた上で、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) 以下「SDGs」という。との関わりを述べ、近年とみに重要性を増しているビジネスと人権に関する取組について紹介することとした。

二 ICCLCの歩み

1 創設と法整備支援事業への取組

ICCLCは、1996年に設立され、2017年1月には財団創立20周年の記念式典を挙行了した。

設立当時、森脇昭夫氏(当時名古屋大学教授)をはじめとする先覚者の方々によってベトナムに対する法整備支援が開始されていたものの、まだ法務省にもこれを担当する部署が置かれていないような状況だった。そこで、当時の国際協力事業団が政府開発援助(ODA)の一環として行う法整備支援事業の委託を受けてこれを民間の立場から支援する組織として、多くの方々のご尽力により、ICCLCが創立されたものである。

現在においても、ICCLCの業務の中で最も大きな柱は、国際協力機構(JICA)の委託を受け、法務省等が行う法整備支援活動を側面から支援することである。我が国がこれまで積み重ねてきた法整備支援活動は、「寄り添い型」などと呼ばれるように、相手国の自主性を尊重する観点から、長い期間をかけて相手国の実務家と協働し、その実情に合った法制度の整備を行うとともに、法律実

務家の養成や実務運用の向上にも取り組むものであった。

現在重点援助対象国とされているのは、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、バングラデシュ、ミャンマーの8か国であり、ネパール、東ティモールやアフリカ諸国等に対しても必要に応じて支援を行うこととされている。最近では、2018年ラオスにおいて我が国の支援を受けて起草された民法典が成立したところである(注1)。

ICCLCは、JICAから委員会や作業部会の運営を受託し、これらの支援先国から関係者が研修等で来日した際には、日本側関係者との間の意見交換会を開催するなどして、相互理解の増進を図っているところである。

2 国際的共同研究

国際的な研究会等を通じて、我が国と相手国との間で相互の法制や運用についての理解を深め、それらの向上を図ることも、ICCLCの業務の大きな柱である。

そうした事業の中で、日中民商事法セミナーは、1996年以来20年以上にわ

たり、中国国務院国家発展改革委員会(2003年以降。それ以前は、国家経済体制委員会)を相手方とし、日本と中国の交互開催の下に続けられてきた。そして、その間における中国の経済や制度の発展に伴い、採り上げられるテーマも年々より専門的で高度なものになっている。そして、2016年には日中間の協議書の改訂により、法的問題に加えて経済問題もそのテーマとして採り上げることとされ、一般財団法人日中経済協会にも共催者として加わっていただくこととなった。直近の2018年に北京で開催されたセミナーでは、日中間でホットな話題となっている知的財産権等が採り上げられた。

また、日韓パートナーシップ共同研究は、日本の法務省・最高裁と韓国の大法院の間で、不動産登記、商業登記等の制度や運用について共同研究を行うもので、1999年以来相互訪問を重ね、本年6月にはソウルで第20回記念行事が開催された。韓国の側においては司法・法務の全般にわたりIT化を飛躍的に進展させており、我が国としても参考とすべき点が多々ある。

3 シンポジウム等開催・資料の作成配布等

国内において法整備支援の意義やアジア法に関する理解の促進を図ることもまた、公益財団法人であるICCLCの果たすべき重要な役割である。

ICCLCは、そのような観点から、これまで折々各種シンポジウム等を開催するとともに、機関誌「ICCLC」及びニューズレター「ICCLC News」を発行し、ICCLCの活動状況やアジア各国の民商事法関連の情報をお伝えしてきた。特にICCLC Newsは、過去のナンバーも含めてすべてウェブサイトで公開しているので、ICCLCの会員のみなならず、広く一般の方も閲覧することが可能である。

また、1996年から、法務省法務総合研究所と共同して、アジア太平洋諸国の民商事法について関西の学者・実務家の方々に依頼して比較法制研究会を実施してきた。これは、主として企業法務の観点から重要なテーマを採り上げて研究を行うものであり、その成果はシンポジウムで公表するとともに、出版物として刊行している(注2)。

さらに、地方における取組として、国

際民商事法金沢セミナーがある。これは、北國新聞社をはじめとする地元有力企業の並々ならぬご尽力により毎年開催されてきたもので、本年その23年目を迎える。セミナーでは、アジア経済と関係の深い企業や諸機関、学者の方に国際取引の実務やその法的課題に関する講演をお願いし、その後パネル・ディスカッションを行うなどしている。経済のグローバル化が全国各地に及び、地方に拠点を置く企業の海外進出も当たり前のこととなっている現在、このセミナーは、地方におられる方々に対して法整備支援やアジア法に関する発信を行うとともに、様々な問題意識やニーズを直接受信する貴重な機会となっている。

4 実績に対する評価

ICCLCは、2016年JICA理事長に表彰されたことに続き、2017年には外務大臣表彰を受けた。これは、これまでICCLCが積み上げてきた実績が、アジア地域を中心とする各国の民商事法とその運用の発展に寄与することにも、より良い国際経済取引の法的枠組を探索し、国際社会の繁栄と安定に貢献したなどとして高く評価されたものである。

る。
20年以上も前にICCLCの創設に関わられた方々の先見の明に改めて敬服するとともに、その後着実にICCLCの業務に取り組みられてきた幾多の関係者の方々のご尽力に心から感謝している。

三 令和時代におけるICCLCの役割

1 アジアの発展を踏まえた戦略的な法整備支援への取組

ICCLCが設立された23年前と現在とを比較すると、アジアの民商事法をめぐる環境には極めて大きな変化がある。当時は、かつての社会主義経済を市場経済に転換していくための法整備の重要性が強調されたのであるが、その後、中国をはじめとするアジア経済は目覚ましい発展を遂げ、今や欧米の先進国に迫る勢いを示している。そして、急速なIT化の進展は、人々の生活や社会経済の在り方を抜本的に改めつつあり、こうした分野では、中国等の方が我が国よりもむしろ先に進んでいる様相すら呈している。また、中国やベトナムのように、その成長により、これまでの法整備支援を支

えてきた枠組であるODAとの関係が見直される国も出てこよう。
このような状況を背景に、相手国が求める法整備支援の内容も、かつてのベトナムやカンボジアにおけるような基本法の整備から、近年はインドネシアやミャンマーのように、知財制度の整備等実務的今日的なテーマに移りつつある。
現在、法整備支援については、国際的なドナー間の競争が激しさを増している。そうした中で、我が国がその役割を果たしていくためには、これまで高く評価されてきた「寄り添い型」支援の長所を活かしながら、相手国の具体的なニーズに応じたテーマにつき、より柔軟で迅速な対応を行うことも必要とされるであろう。

2 双方向的な共同研究を通じた国際調和への取組

また、我が国に求められる法整備支援の方法も、日本がかつて欧米の法制度を継受した経験に基づき相手国を指導するという方向から、急速に発展するIT分野などを中心に、新たに生じている法的問題への対処を相互に研究し、協働するという双方向的なものへと次第に変化し

3 民間セクターの問題意識のより一層の反映

ICCLCは、現在約70社に上る企業や法律事務所等の会員によって支えられている。こうした会員企業等は、国際的な業務を遂行する上で、平素様々な法的な問題に直面しており、これに対処するためには有益な情報や伝手を求めるとともに、相手国において安定した事業展開を可能にする基盤として、その法制度や司法システムが整備されることを期待している。

そうした折、政府の「経済財政運営と改革の基本方針」や「未来投資戦略」には、法整備支援に加え、我が国企業の海外展開を支援する方策として法的側面支援が盛り込まれている。また、政権与党である自民党の司法制度調査会も、2017年以降「司法外交」を打ち出し、日本型司法制度支援の展開とともに、国際仲裁等国際紛争の司法的解決における我が国の役割の拡大や海外に進出した中小企業の国際司法対応力の強化等を提言している。これらは、現在我が国を取り巻く社会経済の実情を踏まえたもので、会員企業等の期待とも重なるところが大きい。

会員企業等が有する実務的観点からの要望や意見を法務省等に正しく伝えることにより、できる限りそれを国の「戦略的な」法整備支援プログラム等に反映させていくことは、ICCLCの重要な役割である。ICCLCとしては、これまでも、支援対象国の実務家等を我が国に招いた際には、関心を有する会員企業等に懇談会等に参加して国内外の関係者との意見交換を行う機会を設けるよう努めてきたが、今後、一層積極的に会員企業等の意見や問題意識をお伺いしていくこととしたい。

また、近時におけるアジアの目覚ましい経済発展を受けて、企業法務の側においてとみに高まりつつある実務的な問題意識にお応えするため、広く他団体とも連携して様々な形での情報提供活動を強化していくことにしている。令和時代を迎えた2019年7月には、日本ローエイシア友好協会・公益社団法人商事法務研究会との共催で、第1回アジアビジネスフォーラム（ABLF）「知財・司法改革シンポジウム」を開催した。今後とも、他団体との連携協働を強化し、アジアビジネスフォーラムのようなプラットフォームを発展させること等により、多様で増大する法務ニーズに対応し

ていくように思われる。元来比較法の研究は、自国の法制や実務を見直してより良いものにする上でも有益な知見を得る契機を有しているのであるが、近年における国境を越えた急速な社会経済の進展は、これに対応すべき法制度やその運用について、一層共同研究作業の重要性を高めるものであろう。
そのような中で、例えば、日中民商事法セミナーは、先程も触れたとおり、取り扱うテーマが相互に関心の高い今日的で高度なものになっており、各国との共同研修や国際協力の在り方について、将来の方向性を示すものと考えている。ICCLCとしては、今後は、日中経協等とも連携し、このセミナーが一層充実したものになるように努めていきたい。
もとより法整備支援は、それぞれの社会的文化的歴史的背景に由来する相違を認識して許容することがその前提をなすものであるが、その一方で、共通する法的課題に対する共同研究作業が広がれば、将来的には国際的なスタンダードの形成にも寄与することを期待し得ると思う。

ていきたいと考えている。

4 国際経済取引の法的基盤の発展を担う人材の育成

一方、この20年余りの間に、法整備支援やアジア諸国等の法律問題に取り組み実務家や学者の側にも大きな変化が生じている。

アジア諸国との間の法務ビジネスが急成長を遂げている状況の下で、若い法曹や学者が法整備支援等に取り組みことは、相手国の社会や文化を深く理解し、法務関係者に貴重な知己を得る上で、誠に得難い経験となる。取り分け、相手国に長期間派遣されて法整備支援活動等に当たることは、異なる環境の下で言語をはじめ様々な苦労があることは想像に難くないが、その反面、いわば日本の法律関係者を代表するような立場で、国内にいる時とは比較にならないほど広い守備範囲を受け持ち、自らの裁量に委ねられるところも大きいことから、やりがいにも富んだものであると思われる。

したがって、若い法律家が法整備支援をはじめとするアジア法の最前線に身を置くことは、相手国や日本の社会経済にとって有益であるというにとどまらず、

本人にとっても、大きな成長の機会を提供するものであろう。そして、そのことは、将来、裁判官、検察官あるいは弁護士というような従来の枠に固定されることなく、国際的に活躍する法律家としてキャリアを築いていく上で有力な足がかりとなると思われる。

ICCLCは、2010年から毎年、名古屋大学法政国際教育協力研究センターや慶應義塾大学大学院法務研究科等と連携して、主として若い世代に向けた法整備支援に関する企画を実施しているが、その導入部に当たる「法整備支援へのいざない」には毎年100名をはるかに超える若手弁護士、司法修習生、学生の方々が参加していることから、法整備支援に対する関心の高まりを看取することができる。そして、日弁連の国際司法支援活動弁護士登録制度には、多数の弁護士が登録してその活動に参加しているとのことであり、法整備支援に関する講座を設ける大学も増えていると聞く。

そうした意味で、この分野は、人材を確保育成していく面においても、将来性に富んでいるのである。

5 法整備支援等に関する積極的な発信

こうした法整備支援や、法制度・運用に関するアジア各国との相互理解を進展させていくためには、国内的には企業をはじめとする各方面の理解と支援が不可欠であり、国際的にも関係国から我が国の法整備支援の意義等について積極的な評価が与えられることが必要である。そのような観点からは、法制備支援の意義等に関し、国内外に対して積極的な発信を行うことが肝要である。

ICCLCとしても、関係諸機関と連携し、これまでも増して積極的な広報に努めていきたい。

四 ICCLCと「持続可能な開発目標」(SDGs) —特にビジネスと人権—

三において、令和時代におけるICCLCの役割について概観したが、近時とみに重要性を増しているSDGsへの対応、取り分けビジネスと人権に関わる取組については、特に項を改め、以下において述べることにしたい。

1 SDGsとICCLC

国連は、2015年、国際社会が目指すべき共通の目標として、「我々の世界を変革する…持続可能な開発のための2030アジェンダ」(いわゆるSDGs)を採択した。これは、経済・社会・環境を不可分のものとして扱う統合的な枠組であり、17のグローバル開発目標(goal)とこれを実現するための169の具体的ターゲット(targets)を定めている。

SDGsは、先進国も含めた全世界共通の目標であり、公的セクターのみならず、民間セクターもその達成に向けた役割を果たしていくことが求められている。現代社会では一つの企業の時価総額が中規模国のGDPを上回ることも珍しくなく、温暖化や貧困などの地球規模の課題は、国家や国際機関のみの取組によつて解決することが不可能となっている。しかも、SDGsが採り上げている気候変動や資源枯渇、格差拡大、テロ・暴力などの問題は、世界の経済成長に深刻な影響を及ぼしている。したがって、こうしたグローバルな環境・社会課題に取り組み、持続可能な社会を構築すること、すなわちSDGsが目指している共

通目標を達成することは、民間セクターの参加なくして到底実現できるものではないと同時に、民間企業の経済活動にも直結する問題なのである。

ところで、目標16の中では法の支配への言及もなされている。我が国がこれまでソフトインフラの中でも取り分け法整備支援に力を入れてきたのは、法の支配の確立こそが、真に人々の生活を安定させ、経済的な発展や国際平和の基盤となるものと信じているからにほかならない。そして、ここでいう法の支配とは、社会や経済における諸活動が法というルールによつて規律され、担保されるという側面と、政府による権力行使が法によつて制約されることにより、市民の人権や自由が保障される側面の両面を有すると言つてよいであろう。

一方、ICCLCも、法の支配を確立することにより国際社会の繁栄と安定を実現することをその目的としており、もともとSDGsと親和性の高い問題意識を有するものであった。そして、SDGsを国際的な指針とする時代(以下「SDGs時代」などと呼ぶ。)においては、法の支配がSDGsという包括的な枠組の中に位置付けられたことを踏まえ、SDGsが目指す持続可能な社会の構築

や経済の発展を念頭に置いて活動していく必要がある。

このような認識を踏まえ、ICCLCとしては、戦略的な法整備支援や双方向的な調査研究を引き続き推進するとともに、会員である民間企業・組織の方々とともに、民間ならではの視点に立ち、より良い国際経済取引の法的基盤の整備等を通じて、SDGsが採り上げている環境・社会課題にも効果のある活動を進めていくことにしたい。

取り分け2以下で詳述するとおり、環境・社会課題に配慮した「責任あるビジネス」を実践するための国際的な枠組は、SDGs時代の新たな国際経済取引の共通ルールとして機能し始めている。したがって、国際ビジネスの法的基盤整備への貢献及びその共通理解の促進を使命とするICCLCとしても、「責任あるビジネス」に関する調査研究や情報提供を行うことが求められているところである。こうした取組はまた、会員企業をはじめとする日本の企業が国際的な業務を遂行する上で直面する新たなリスクの回避に直結するばかりでなく、将来的な企業価値の向上へのサポートにもなると考える。

2 「責任あるビジネス」とESG投資

1で述べたとおり、現代の民間企業は、社会・環境課題をビジネスと一体のものとして経営に取り込んだ「責任あるビジネス」を行うことが求められるようになってきている。

従来、このような問題は、CSR(Corporate Social Responsibility) 企業の社会的責任の文脈において、企業としては可能な範囲で配慮し、可能な範囲で奉仕的な活動を行えばよい対象であると考えられてきた。しかし、グローバル化はますます進展し、民間企業は資源、労働力、市場を求めて世界中にビジネスを拡大しており、それに伴い深刻な社会・環境問題を生じている。そして、このような地球規模の課題は、国境を越えて連鎖し、国際社会の平和と安定、世界経済に大きなインパクトを与えている。

SDGsの時代に入り、人々の考え方や行動様式が変容する中で、ビジネスを取り巻く社会・環境問題に関心を示さない企業は社会的な評価を得られず、そのような態度は事業活動にマイナスの影響を与える。逆に、社会・環境問題への真摯な取組は、「責任あるビジネス」を实

践するものとして企業評価を高め、中長期的な企業価値を向上させる。したがって、こうした新しい時代において、企業が事業を創出・拡大し、人材を確保して、持続的な成長を達成するためには、社会・環境課題への取組をいかに経営に統合していくかがカギとなる。

こうした潮流が顕著に表れているのが、ESG投資への関心の高まりとその主流化である。ESG投資とは、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)に関する企業の取組を投資プロセスにおいて考慮するもので、現在世界中で急拡大している。国連は、2006年に「責任投資原則」(Principles for Responsible Investment)により機関投資家に対してESG投資を提唱したが、その署名機関は増加の一途を辿っており、世界における2018年のESG投資額は既に30兆ドルを超えている。

日本でも「責任投資原則」の署名機関数は年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)をはじめ70を超え、実際のESG投資額は2016年から2018年の2年間に4倍に増えている。こうした動きは銀行融資にも広がっており、社会・環境問題への配慮を融資プロセスに

において考慮する国際的なイニシアチブである「責任ある銀行原則」が2019年9月に発効する予定である。

「責任あるビジネス」の潮流はアジアを含む世界中に波及しており、このような状況の変化への対応が今後は民間企業の成長のカギを握ることとなると言っても過言ではない。もともと、見方を変えれば、これまで世界各地で人と社会に対し誠実にビジネスを行ってきた日本企業にとっては、この潮流はむしろ追い風と評価することもできる。

3 「国連ビジネスと人権に関する指導原則」

国連は、2011年、その人権委員会において「国連ビジネスと人権に関する指導原則 (UN Guiding Principle of Business and Human Rights)」(以下「指導原則」という。)を採択し、「責任あるビジネス」を実践するために現代の企業が考慮すべきポイントを示した。この指導原則の日本語版は、国連広報センターのウェブサイトで公開されている。

指導原則は、民間企業がビジネスを行う際に際して、一人一人の「人間」に与える影響を考慮し、人々の「権利」を損な

わないように配慮しなければならないという原則である。前述したように持続可能な社会の実現を目指すSDGsは17の目標から構成されているが、それらの目標は、究極的には「健康で人間らしい生活をする権利」という具体的な人権の尊重に帰着する。また、ESG投資におけるS(社会)の主要な項目は、ビジネスと人権の文脈において企業が考慮すべきポイントと重なる。したがって、現代の民間企業は、SDGsを実現し、ESGを重視した経営を進めるため、ビジネスに伴う過酷な労働の強制など人権への悪影響が生じることのないよう「責任あるビジネス」を遂行することが求められている。そして、その際に指針となるのがこの指導原則なのである。

指導原則は、策定以来、SDGsの普及やESG投資の潮流と呼応しながら、国際的なビジネス実務における影響力を増している。この原則自体は法的拘束力を持たないガイドラインにとどまるが、ESG投資の判断やメディア・市民社会の監視等において事実上のスタンダードとして機能するようになってきた。また、指導原則の実践に向けた各国の行動計画も既に20か国以上で策定されており、30を超える国で策定作業が進められ

ている。日本政府も2019年中に作成作業を進め、2020年に行動計画を公表する予定となっている。

さらに、最近では、ビジネスと人権をめぐって、欧米を中心に法制化の動きも見られる。カリフォルニア州サプライチェーン透明法(2012年)、英国現代奴隷法(2015年)、フランス人権デューデリジエンス法(2017年)、オーストラリア現代奴隷法(2018年)などは、指導原則が求めているサプライチェーンを含む人権状況の把握・報告等の義務を定めている。これらの法律は、一定の要件を充たす日本企業にも適用される。こうして、ビジネスと人権は、社会の関心の高まりや各国の規制の強化などを受け、これまで日本企業が想定してこなかったような重大なビジネスリスクをもたらしようになってきた。

日本では強制力を伴った法令は未だ制定されていないものの、企業行動憲章(2017年改定)やコーポレートガバナンスコード(2018年改定)、スチュワードシップコード(2018年改定)などに、人権課題への取組を含む民間企業の社会的責任やESGの観点盛り込まれるようになってきた。また、メガスपोर्टイベントに世界の注目が集まる中で、

東京五輪調達コードにおける持続可能性に関する基準には人権や労働環境の要素が盛り込まれ、調達コードの遵守体制整備に関して指導原則への言及も見られる。さらに、前述の国別行動計画の策定の議論が将来の法制化に影響することもある考えられる。

このように、指導原則は、民間企業にとつての重要なガイドラインとして実務的な意義を増しているが、「人権デューデリジエンス」など日本企業には馴染みのない概念も含まれており、各種調査などでは対応に苦慮している企業も多いとの結果も出ている。

4 「人権尊重についての企業の責任・解釈の手引き」——日本語版の作成

そこで、ICCLCは、会員企業をはじめとする日本企業が「責任あるビジネス」を実践することに資するよう、弁護士で財団の学術参事である佐藤直史氏に委嘱して、国連人権高等弁務官事務所が作成して公表した「人権尊重についての企業の責任・解釈の手引き」(以下「解釈の手引き」という。)の日本語訳を作成し、ICCLCのウェブサイトで公開

した。解釈の手引きは、指導原則の中でも、特に民間企業に求められる役割に焦点を当てて解説しており、指導原則を起草したジョン・ラギー教授（ハーバード大学ケネディ行政大学院、国連事務総長特別代表）の下で作成されたものである。

解釈の手引きには豊富な具体例が掲載されており、それらは企業が具体的な取組を進め、ビジネス上の重大なリスクを避ける上で参考となる。また、解釈の手引きに含まれている「検討すべき事項」の項目は、企業の取組に対するチェックリストとして活用することも可能である。

佐藤氏には、解釈の手引きの日本語訳と併せ、その背景について簡潔で分かりやすい解説「責任あるビジネスに向けた企業の取組」を執筆していただき、これもICCLCのウェブサイトで公開した。この解説を一読するならば、ビジネスと人権をめぐる今日の状況や企業に求められている対応について、その概要を把握することができるであろう。

解釈の手引き日本語版と佐藤氏の解説が、SDGs時代において経営改革に取り組む会員企業をはじめとする日本企業に活用されることを期待している。

五 おわりに

以上のとおり、ICCLCを取り巻く情勢は現在大きく変化しつつあり、企業活動のグローバル化が一段と進行する中で、令和時代を迎えた今、ICCLCにはSDGsへの対応をはじめ「法整備支援のその先」についての取組が求められている。

ICCLCは、今後とも、新興国・途上国に対する戦略的な法整備支援によって透明で安定した法や司法の構築に貢献するとともに、アジア諸国との双方向的な調査研究・共同セミナー等を通じ国際的な相互理解の増進を図っていく所存である。同時にまた、企業が「責任あるビジネス」を実践して社会・環境問題に取り組んでいく上で有益な調査研究・情報提供を行うことにより、より良い国際経済取引の法的基盤の確立に努めていこうと考えている。

ICCLCとしては、民間の機関であるという身軽さを活かし、関係する政府諸機関、弁護士会、大学、会員企業等を結ぶ要として、これらの機関等と連携協力しながら、新たな状況や課題に取り組み、国際社会の安定と繁栄に向けて積極的な役割を果たしていきたい。

（注）

（1）法整備支援の重点援助対象国については、外務省「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」（平成25年5月）参照。また、我が国の法整備支援活動の実情については、JICA「世界を変える日本式「法づくり」」（文藝春秋企画出版、2018年）参照。

（2）直近の第8期のものとして、ICCLC監修アジア・太平洋社会法実務研究会・法務省法務総合研究所国際協力部編集『東南アジア4か国のコーポレート・ガバナンス—ベトナム・カンボジア・ミャンマー・インドネシア—』（ぎょうせい、2018年）。

（おのおの・こうたろう）